2023年8月17日

（一社）日本工作機械工業会

業務国際部

ウクライナ情勢に基づく工作機械に係る輸出管理規制について

8月9日、ウクライナ情勢に基づく輸出管理規制の強化に関する法令改正が施行され、工作機械に係る規制が強化されましたので以下に規制概要をお知らせ致します。

１．規制対象地域

　　ロシア、ベラルーシ、ドネツク人民共和国（自称）、ルハンスク人民共和国（自称）

２．規制対象となる貨物及び技術

　　別紙：「2023.08.17 ウクライナ情勢に基づく工作機械に係る輸出管理規制リスト」の通り。

３．注意事項

（１）別紙において経産大臣の「承認要」と記されている貨物の輸出は原則承認されません。また、別紙において経産大臣の「許可要」と記されている技術の提供も原則許可されません。

ただし、日米欧等33か国[[1]](#footnote-1)の法人が全株式を取得しているユーザ（合弁を含む。）向けについては承認（許可）される場合があるとのことです。

（２）過去に貨物の輸出許可（技術の取引許可）に際して経産大臣から付され現在も有効な許可条件については継続的な履行が必要です。

また、提出書類通達に基づき過去にユーザから取得した“誓約書”の記載事項も有効につき、継続的な管理が必要です。

誓約違反を確認した場合は経産省安保審査課にご連絡下さい。

（３）技術提供を伴わない修理サービスは規制されません。また、新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワークのファイル等により、既に不特定多数の者に公開されている技術の提供は規制されません。

（４）移設検知装置が作動した場合は作動原因のご確認を頂き、“誓約書”の記載事項に違反していないことを確認した場合において解除して下さい。

（５）なお、今規制対象でない貨物の輸出（技術の提供）に際しても、慎重に是非をご判断下さい。

　以上

1. オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国、日本 [↑](#footnote-ref-1)